

長生地域観光連盟ホームページバナー広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長生地域観光連盟（以下「連盟」という。）が管理するホームページへのバナー広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 連盟ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とし、連盟の広報媒体としての品位、公共性、及び公益性を妨げないものであって、その範囲は次の各号いずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (4) 社会問題、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) 青少年保護又は消費者保護の観点から適切でないもの
- (6) 売名行為及びこれに類する内容のもの
- (7) 暴力団その他反社会的団体が関与するもの
- (8) その他掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の掲載数は10枠とし、掲載位置は連盟が指定した位置とする。

- 2 広告1枠の大きさは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。
- 3 バナー広告のデータ容量は、4キロバイト以内とする。
- 4 広告のデータ形式は、G I F形式（アニメーションG I F形式を除く。）、J P E G形式及びP N G形式とする。
- 5 広告は静止画像とし、適切な情報を補足するためのA L T属性を付けるものとする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は公募とし、連盟ホームページを通じて希望者を募るものとする。ただし募集掲載枠が満たない場合は、広告主となり得るものに対し、直接、広告掲載の案内をすることが出来るものとする。

- 2 募集枠数の状況に応じて随時募集を行う。なお、枠数が埋まった時点で終えるものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1 枠あたり 1 箇月5,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1 箇月を単位とし、連続する掲載期間は当該年度末までとする。

(広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、長生地域観光連盟ホームページバナー広告掲載申込書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて会長に申し込まなければならない。

- (1) 広告原稿（電子記録媒体に保存されているもの）
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第8条 会長は、前条の申込みがあったときは、第2条の規定に基づき、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 会長は、広告の可否を決定したときは、長生地域観光連盟ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書（別記様式第2号）により申込者へ通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、会長の指定する期日までに第5条に規定する広告掲載料を、一括前納するものとする。ただし、会長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

(広告原稿等)

第10条 広告原稿は、連盟が指定する方法により広告主の負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先ページの内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を指示することができる。

2 広告主は、広告掲載の申込み後及び広告掲載中にリンク先ページの内容等を変更する場合は、連盟と事前に協議しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 会長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 会長が指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

- (2) 会長が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき。
- (4) その他連盟ホームページへの広告掲載が適切でないと会長が判断したとき。

2 前項の規定により、掲載決定を取り消したときは、長生地域観光連盟ホームページバナー広告掲載決定取消通知書（別記様式第3号）により、当該広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第13条 前条第1項第3号に該当する事由により連盟が損害を被った場合は、会長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

（広告掲載料の還付）

第14条 広告掲載が決定した後、専ら連盟の責めに帰する事由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を広告主に還付するものとする。

2 前項の還付する額は、掲載できなくなった月以降の納付済み月額額の総額とする。

3 掲載後、広告主の責めに帰すべき事由により、広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料は還付しない。

（免責事項）

第15条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合にあつては、広告掲載の停止による広告掲載料の返還、損害の補償等を連盟に請求しないこととする。

- (1) 連盟のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、改良等による停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他連盟のコンピュータへの不正アクセス等の起因による通信回線等の事故、障害等による停止

2 連盟は、広告ができなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。